

情報なんぶ

令和2年10月15日発行

南部町行政だより 第208号

総務課 電話66-3112

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / soumu@town.nanbu.tottori.jp

■ 農耕車など小型特殊自動車のナンバー登録をお願いします ■

農耕作業用のトラクターやコンバイン、田植機などの小型特殊自動車には、軽自動車税（種別割）が課税されます。公道走行をしないものであっても、所有されていれば申告及び納税の義務があります。下記に記載の農耕作業用又はその他の小型特殊車両を所有している場合は、次の申告場所にて軽自動車税の申告をしていただき、ナンバープレートの交付を受け、車両に取付けていただきますようお願いいたします。

※町で交付するナンバープレートは課税の標識であり、公道走行を許可するものではありませんので、ご注意ください。

【申告場所】 税務課（法勝寺庁舎） 又は 町民生活課（天萬庁舎）

【申告に必要なもの】 ・認印

・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

・車名、車台番号、排気量、型式、年式等のわかるもの

【農耕作業用の小型特殊自動車】

| 種類 | 大きさ | 最高速度 | 税額 |
|---|------|-----------|--------|
| トラクター、刈取脱穀作業車（コンバイン）、薬剤散布車、田植機、農耕用動力運搬車等（国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車） | 制限なし | 35 km/h未満 | 2,400円 |

※農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えていること

※最高速度35 km/h以上の場合には大型特殊自動車となり、固定資産税（償却資産）の申告対象です。

※排気量の制限はありません。

【その他の小型特殊自動車】

| 種類 | 大きさ | 最高速度 | 税額 |
|--|------------------------------------|-----------|--------|
| ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパー、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車など | 長さ 4.7m以下 幅 1.7m以下 高さ 2.8m以下 | 15 km/h以下 | 5,900円 |

※大きさ（長さ・幅・高さ）、最高速度のすべての要件が範囲内であること

1つでも要件を超えた場合は大型特殊自動車となり、固定資産税（償却資産）の申告対象です。

※排気量の制限はありません。

【問い合わせ先】 税務課 ☎66-4802

■ 年金生活者支援給付金の申請は、お忘れなく！ ■

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには、請求書の提出が必要です。

| 対象となる方 | 要件（すべて満たしている必要があります） |
|------------------------|---|
| ①老齢基礎年金を受給している方 | ○ 65歳以上である ○ 世帯員全員の市町村民税が非課税である ○ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である ※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。 |
| ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方 | ○ 前年の所得額が約462万円以下である ※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。 ※扶養の人数に応じて、所得額が変わります。 |

【請求手続き】

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃に、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または町民生活課で請求手続きをしてください。

≪日本年金機構、厚生労働省及び役場を装った不審な電話や案内にご注意ください！≫

日本年金機構、厚生労働省及び役場から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

米子年金事務所 ☎34-6111

町民生活課（法勝寺庁舎） ☎66-3114 （天萬庁舎） ☎64-3781

■ 「お店の味はプレミアム！オリジナルカレーめぐりin南部町」開催 ■

南部町内6つの飲食店でグリコのカレールーを使ったオリジナルの新メニューを開発・販売します。ご家庭のカレーとは一味違う、プレミアムなお店の味をお楽しみください。

2,000円分（500円×4枚）を1,000円で購入できるお得なカレーチケットの販売を10月26日（月）から行います。このチケットは6店舗どこでもご利用いただけます。6店舗中3店舗まわると先着20名に1000円分のお食事券がもらえるスタンプラリーもついています。ぜひお買い求めください。

【参加店舗（チケット販売場所）】

○緑水園（66-5111・下中谷606） ○カフェド穂のか（66-3332・下中谷538-1）

○オアシス（66-2611・法勝寺324-4） ○悠翠館（66-3311・阿賀323）

○レストラン花かいろう（48-3030・鶴田110・チケットは管理事務所のみで販売）

○ノームの糸車（64-3404・鶴田425-13）

【イベントの開催期間】 11月1日（日）～2月28日（日）

【問い合わせ先】 南部町観光協会 ☎30-4822

■ 町営住宅の入居者募集について ■

| 団地名 | 区分 | 建築年度 | 構造 | 部屋数 | 家賃月額 |
|----------|------|------|-------|-----|----------------|
| 手間第二団地9号 | 町営住宅 | 平成6年 | 木造2階建 | 3DK | 15,800～23,500円 |

※家賃月額には駐車場使用料、CATV使用料を含みません。別途負担をお願いします

| 入居者の資格 | 必要書類 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・現在一緒に住んでいるか、または住もうとしている親族があること ・世帯の収入が公営住宅法に定める収入基準に合うこと（月平均所得が15万8千円以下） ・現に住宅に困窮していることが明らかな人 ・市町村民税を滞納していないこと ・入居者及び同居予定者が暴力団員でないこと ・連帯保証人が必要です（町内在住者2名） | <ul style="list-style-type: none"> ①入居申込書 ②入居予定者全員の住民票 ③入居予定者全員の収入に関する証明書（所得課税証明書等） ④納税証明書（滞納がない事を証明するもの） ⑤住宅困窮理由書 （①と⑤は建設課にあります） <p>※控除額がある場合はこれを証明する書類を添付してください（寡婦または寡夫控除、障害者控除等）</p> |

【申込受付期間】 10月19日（月）～11月12日（木）

【入居選考方法】 提出書類を審査し、入居決定者へ通知します。

※申込者多数の場合は抽選とし、抽選については後日連絡します

※一定の要件（ひとり親、高齢者等）を満たす方については、優先的に入居を決定する場合があります。

【入居決定後の手続】 入居が決定しましたら、入居手続きをしてください。

①請書の提出 ②敷金の納付（家賃の3か月分）

【入居可能予定日】 入居決定後、請書等の提出が確認された日

【申込・問い合わせ先】 建設課 ☎66-3115

■ 起業促進奨励金の対象者の要件が一部変更となります ■

町の産業の活性化を図るため、町内で起業等※される中小企業者に起業促進奨励金として、50万円を交付しています。10月1日に要綱を改正し、対象者の要件が一部変更となりましたのでお知らせします。

※起業等…法人にあっては会社の設立、団体及び個人にあっては、所得税法（昭和40年法律第33号）

第229条に規定に基づく開業の届出による新たな事業の開始（町内への事業所、店舗及び工場（以下「事業所等」という。）の移転を含む。）をいう。

【対象者】 次の条件をいずれも満たす中小企業者が対象です。

(1) 中小企業者で、常時使用する従業員の数が20人（商業及びサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）については5人）以下の法人又は個人であること。

(2) 法人の代表者又は個人が、当該奨励金の申請時において起業等により町内に事業所等を設けること。

(3) 町税及びその他町に納付すべき料金を滞納していないこと。

(4) 町内において申請事業と同一業種の事業を現に行っていないこと。

(5) 起業日から2年以内であって、交付決定後3年以上経営継続の見込みのあること。（今回改正）

(6) 南部町商工会に加入し、かつ当該商工会が推薦する者で、町内に住所を有すること。

【申請方法（様式等）】

南部町商工会で相談した後、交付申請書と関係書類を企画政策課に提出してください。

【問い合わせ先】 企画政策課 ☎66-3113

■ 遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診 ■

予防接種や乳幼児健診は、お子さまの健やかな成長のために一番必要な時期に受けていただくよう、お知らせしています。特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、重い感染症になるリスクが高まります。

■なぜ、予防接種や乳幼児健診を遅らせない方がよいの？

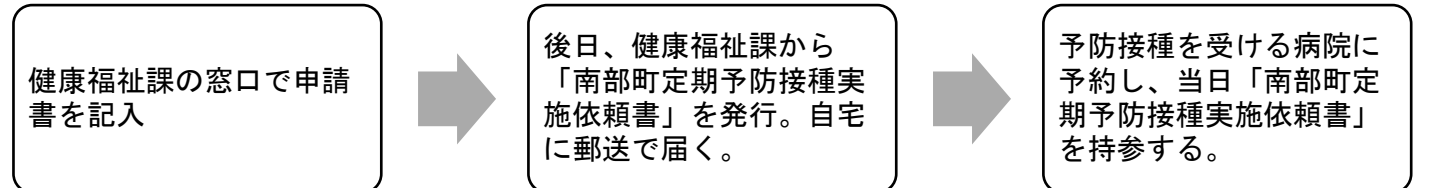
予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。特に、生後2か月から予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症から赤ちゃんを守るために、とても大切です。乳幼児健診は、子どもの健康状態を定期的に確認し、相談する大切な機会です。適切な時期にきちんと乳幼児健診を受け、育児で分からないことがあれば、遠慮せずに医師、保健師、助産師などに相談しましょう。

■予防接種や乳幼児健診に赤ちゃんを連れて行っても大丈夫？

・医療機関や健診会場では接種を行う時間や場所に配慮し、換気や消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めています。

■新型コロナの流行で予防接種を受けそびれました。どうすればいい？

・新型コロナウイルス感染症の流行後に、外出自粛要請などの影響で予防接種を受けられなかった場合には、規定の接種期間を過ぎても接種できる場合があります。接種の前に申請が必要です。詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。



【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎66-5524

■ 「米やカフェ」開催のお知らせ ■

介護にかかわる方々のほか、地域のどなたでも自由に参加できる集いの場「認知症カフェ」を開催します。介護についての個別相談もできます。

お気軽にお立ち寄りいただき、飲み物やお菓子などお楽しみいただけます。

※11月イベントとして予定していた「野花おやき作り」は感染予防のため中止します。

※新型コロナウイルス感染予防の為、中止にさせていただきます場合があります。

【日時】 11月17日（火） 午前9時30分～11時30分

※ご都合に合わせてご参加ください。 ※参加申し込みは不要です。

【場所】 えん処 米や（法勝寺旧道 法勝寺駐在所隣）

【参加費】 100円（茶菓代）

【その他】 この「米やカフェ」は、ボランティアで運営されています。

一緒にボランティアしていただける方も募集しています。

【問い合わせ先】 南部地域包括支援センター（健康福祉課） ☎66-5524

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。介護についての日頃の思いを話し合い、仲間づくりやリフレッシュをする会です。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、認知症について勉強をしたり介護についての相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、中止、場所を変更させていただく場合があります。

【 日 時 】 11月20日(金) 午前10時～正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【 場 所 】 健康管理センターすこやか

【 参 加 費 】 100円(茶菓代)

【問い合わせ先】 南部地域包括支援センター(健康福祉課) ☎66-5524

■ 手作り味噌についてのご案内 ■

味噌作りの申込を受け付けます。米から麴作り、味噌樽詰めまで、手作りの味噌を作ってみませんか？

【 時 期 】 12月～3月

【 申 込 方 法 】 申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

※申込書は、各申込先にあります。

※電話での申し込みは出来ません。

【 申 込 先 】 利用施設によって申込先が変わります。詳しくは各施設の管理者にご確認ください。

| 施設名 | めぐみの里(阿賀) | えぶろん(市山) |
|----------|--|--|
| 申込先 | (公社)青年海外協力協会(JOCA)南部事務所 南部町法勝寺325番地1 (高齢者自立訓練センター2階) | あいみ富有の里地域振興協議会 南部町市山1087番地1 (えんが一の富有内) |
| 電話 番号 | ☎070-2353-5411(めぐみの里携帯) ☎36-8010(JOCA南部事務所) | ☎64-3504 |
| その他 | ※事前に電話でお問合せ後、めぐみの里かJOCA南部事務所にお越しください。 | — |

【施設使用料】 味噌1kgあたり(出来上がり) 75円程度

【 申 込 締 切 】 11月6日(金)

【 そ の 他 】 ・材料(米、大豆、塩、麴菌)は持参ください。(一部材料の斡旋あり)
・各施設の指導員が、味噌の作り方や機器の使い方を指導します。

【 担 当 課 】 産業課 ☎64-3783

■ 祐生出合いの館キャッチフレーズ募集 ■

板祐生出合いの館開館25周年に伴い、板祐生コレクションの魅力を新たな角度でPRするためキャッチフレーズを募集します。

【募集内容】

| | |
|------|---|
| 応募規定 | 現在のキャッチフレーズ（下線部分）に変わるキャッチフレーズを募集します。 「 <u>板祐生の孔版画とコレクション</u> 祐生出合いの館」 ・ 祐生出合いの館の目的や特徴がイメージでき、訪れてみたくなるようなもの。 ・ 応募者自身が創作したもので未発表のもの。 ・ 一人何作品でも応募可能です。 |
| 記載事項 | ①住所、②氏名、③年齢（学校名・学年）、④電話番号、⑤キャッチコピー |
| 応募期限 | 11月30日（月）必着 |
| 応募方法 | 1. 郵送：〒683-0343 南部町下中谷 1008 祐生出合いの館キャッチフレーズ募集係宛 2. メール：yusei_museum@yahoo.co.jp 3. FAX：66-4755 4. 出合いの館で直接応募：【特典】当日の入館料が無料となります！ |
| 賞 | ≪最優秀賞≫ 1点（南部町特産品等1万円相当） ≪優秀賞≫ 5点（南部町特産品3千円相当） ※最優秀賞となった作品（ないしは、表現の一部に変更を加えたもの）をキャッチフレーズとして起用させていただきます。 |

※詳細は、祐生出合いの館、教育委員会事務局（天萬庁舎）、企画政策課（法勝寺庁舎）、南部町観光協会、南部町立図書館（法勝寺・天萬）等にあるリーフレットまたは、南部町観光協会HPをご覧ください。

【問い合わせ先】 祐生出合いの館 ☎66-4755 南部町観光協会 ☎30-4822

----- 切 り 取 り -----

| | |
|------------|--|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 年齢（学校名・学年） | |
| 電 話 番 号 | |
| キャッチコピー | |